

条件付一般競争入札について次のとおり広告（再公告）します。

平成29年11月7日

標津漁業協同組合
代表理事組合長 西山 良一

1 入札に付する事項

- (1) 工事名 ホタテガイ養殖作業施設作業機器購入（作業機械）
（補助事業名）水産業競争力強化緊急施設整備事業
- (2) 履行期間 契約締結の翌日から平成30年2月28日まで（予定）
- (3) 工事概要 ホタテ稚貝作業機械 ホタテ稚貝選別機 2台
L型コンベア 8台

2 入札に参加する者に必要な資格

入札参加希望者は次の要件を満たしていること。

- (1) 北海道内に主たる営業拠点を有し、物品納入後の対応が速やかに出来るものであること。
- (2) 国税、地方税について未納がないこと。（法人にあつては代表者を含む。）
- (3) 過去に同種機器の納入実績があること。

3 入札の参加資格審査申請に関する事項

(1) 申請書等

入札参加希望者は、競争入札参加資格審査申請書（様式第1号）に次の書類を添付して提出しなければならない。

- ア 平成28年度分納税証明書
- イ 類似機器の納入実績を証明する書類
- ウ 指名停止等に関する申立書

(2) 提出期間

平成29年11月15日（水）の午後5時まで

(3) 提出方法

持参又は送付とする。Faxによるものは受け付けない。

(4) 提出場所

〒086-1636 標津郡標津町北6条東1丁目1番1号
標津漁業協同組合 総務部総務課（電話0153-82-2141）

(5) 資格の審査

入札に参加しようとする者が資格を有するかどうかの審査を行い、結果について通知します。

(6) その他

- ア 申請書及び資料の作成にかかる費用は、入札参加希望者の負担とする。
- イ 提出された申請書及び資料は返却しない。
- ウ 提出期限以降における申請書又は資料の差し替え及び再提出は認めない。

4 質問回答に関する事項

- (1) 提出期間 本公告の日から11月18日（土）午後5時まで。
- (2) 提出場所 資格審査申請に同じ。
- (3) 質問の回答 Faxにより直接回答及び契約管理課で閲覧する。

5 入札に関する事項

(1) 公告の期間 平成29年11月7日(火)から平成29年11月15日(水)

(2) 入札執行の場所及び日時

場 所 標津漁業協同組合

日 時 平成29年11月21日(火) 午前10時(予定)

(3) 契約者 標津漁業協同組合 代表理事組合長 西山良一

(4) 入札方法

ア 入札書、委任状(必要な場合)、工事費内訳書を持参すること。

イ 入札指定時刻の10分前までに受付を終え、入札会場内で待機すること。

ウ 郵送による入札は認めない。

エ 入札保証金及び契約保証金 入札保証金 免除する。

契約保証金 免除する。

(5) 入札書記載金額

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の8に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額)を持って落札価格とします。

入札に参加するものは、消費税等にかかる課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の108分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

(6) 入札の回数 2回までとする

(7) 支払条件 部分払はしない

(8) 契約書作成の要否 落札者は指定した日までに契約書を作成すること。

(9) 予定価格等

ア 予定価格の事前公表はしない。

イ 最低制限価格は設定していない。

(10) 入札の無効

この広告において示した入札参加資格のないものとした入札、申請書又は資料に虚偽の記載をしたものを入札及び標津町競争入札心得において示された条件等入札に関する条件に違反する者とした入札は無効とし、これらの入札を行った者を落札者としていた場合には落札決定を取り消す。

なお、組合長により入札参加資格のある旨を確認されたものであっても、確認の後競争入札参加資格者指名停止事務処理要領に基づく指名停止を受けて入札時点において指名停止を受けている期間中である者、その他、入札時点において2に掲げる資格のない者とした入札は無効とする。

(11) 落札者の決定方法

予定価格の制限の範囲内で、最低の価格を持って入札したものを落札者とする。

(12) 工事費内訳書の提出

初度の入札執行時に工事費内訳書の提出を求める。内訳書の提出がない場合又は内訳書に不備等がある場合は、当該入札は無効になるので注意すること。

(13) 入札の中止等

入札までの間にやむを得ない事由のため、当該入札を延期又は中止することがある。

尚、中止となった場合でも、申請書及び資料の作成費用は申請者の負担とする。

(14) その他

1から13に定めるもののほか、標津町財務規則の定めるところに準ずる。